

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年7月10日 (第2回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	安中市 10211
地域名 (地域内農業集落名)	原市 (原市、郷原、嶺、築瀬)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	181.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	181.3 ha
② 田の面積	58.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	122.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	72.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.7 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	70.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	43.9 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

市全域の現状で、75歳以上の農業者が34%を占め高齢化が進展している。また、後継者が確保されていない農業世帯が45.6%を占め、新たな担い手の確保、育成が求められている。
当地域は、農地の開発ニーズが高く、非農用地と農用地が混在しつつある。1戸当たりの経営規模は小さく、古くから直売所出荷を主体とした野菜の少量多品目生産が多く、一部で施設園芸農家(野菜・花き)が点在していたが、近年は露地野菜(ナス、ネギ類、葉物等)を生産する新規参入者が見られる。
鳥獣害については、イノシシ等による農作物への食害が問題となっており、対策が急がれる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

就農後5年程度経過した露地野菜経営の新規就農者に対しては、安中市認定農業者の目標年間農業所得400万円を目指し、冬野菜(ネギ類、ブロッコリー等)との組み合わせによる野菜複合経営体の育成や施設化による作期拡大、機械化体系の確立による経営安定を図る。
販売面については、市場出荷を中心に、これまでの地元直売所出荷に加え、ECサイト等を利用した販売など、販売チャネルの多様化に取り組み、農産物の付加価値向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業を活用して、認定農業者など担い手への利用集積を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	1	%	将来の目標とする集積率
			40 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
全ての集落で、既存の担い手や新たに育成した担い手を中心に、農地集約を行っていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
アンケートの結果、貸付けを考えている耕作面積の合計が72.4haあるため、農地の集団化を進め稲作を中心に生産性の向上に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
アンケートの結果、農地中間管理事業の活用を考えている耕作面積の合計が72.4haあるため、活用の意向がある担い手へ積極的に農地中間管理事業の周知、活用を推進し、農用地の利用集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組
水田の生産基盤整備は、北部の九十九川沿岸で約50haが完了し、引き続き担い手による土地利用型農業を目指し、農地の利用集積を図る。その他の農地は、農地と宅地が混在するため大規模な生産基盤整備は難しい状況にある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
安中市を中心に県及びJAと連携した就農支援体制を強化し、就農希望者の意向を踏まえながら研修計画や就農後の経営計画策定を支援するとともに、研修先農家の育成及びリスト化など、新規就農者受入体制を整備する。品目の選定にあたっては、安中市認定新規農業者の目標年間農業所得250万円を目指し、初期投資が少なくJAの販売、集出荷体制が整っている露地ナスを提案するとともに、経営発展のレベルに応じて冬野菜(ネギ類、ブロッコリー等)との組み合わせによる露地野菜複合経営体の確保に努める。また、市内の各地域に新規就農者が点在している現状を踏まえ、若手農業者間の情報ネットワークを構築する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
受け入れ先があれば作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①安中市有害鳥獣捕獲隊と連携し、イノシシ等の捕獲及び侵入防止柵の設置、緩衝帯整備を複合的に実施し、農作物の被害防止に努める。
- ③施設園芸農家に対し、環境制御システムの導入による収量の向上を図る。
- ⑧露地ナスをはじめ、露地野菜を生産している新規就農者を対象に施設化を推進し、気象災害の回避及び作期拡大による経営安定を支援する。
- ⑨耕種農家に対し、地元畜産農家とのマッチングによる家畜糞尿堆肥の利用を推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認就		施設野菜・露地野菜	0.3 ha	ha	施設野菜・露地野菜	1 ha	ha	1	
認就		施設野菜・露地野菜	0.75 ha	ha	施設野菜・露地野菜	0.75 ha	ha	2	
到達		鉢物花き・花壇苗	1.4 ha	ha	鉢物花き・花壇苗	1.4 ha	ha	3	
認就		露地野菜	0.8 ha	ha	露地野菜	0.8 ha	ha	4	
認就		露地野菜	0.5 ha	ha	露地野菜	0.6 ha	ha	5	
認農		酪農	- ha	ha	酪農	- ha	ha	6	
認就		水稻・露地野菜	0.25 ha	ha	水稻・露地野菜	1.1 ha	ha	7	
認農		酪農	- ha	ha	酪農	- ha	ha	8	
認農		ねぎ・なす・トマト・果樹	0.65 ha	ha	ねぎ・なす・トマト・果樹	1.1 ha	ha	9	
認就		露地野菜	0.25 ha	ha	露地野菜	0.48 ha	ha	10	
認農		水稻・露地野菜	6.5 ha	ha	水稻・露地野菜	10 ha	ha	11	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		11.4 ha	0 ha		17.23 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。